

令和2年5月27日

保護者様

大阪市立東住吉中学校
校長 横田 勝一郎

非常変災時の措置について

新緑の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、大阪市教育委員会より、非常変災時等の措置について、あらためて保護者の皆さまに周知するようにとの指示がありました。

つきましては、本市の非常変災時の休業措置基準につきまして、下記にてお知らせいたしますので、ご確認いただきますよう、よろしくお願いします。

記

- ア 大阪市において、「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 東住吉区内のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。
※河川氾濫に伴う臨時休業については、気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル〇〇相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報が対象となります。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

- ※ 午前7時の時点で、上記の場合は臨時休業といたします。また、午前7時以後、登校時までの間に上記の状況が発生した場合も臨時休業とします。また、登校後に上記の状況が発生した場合は下校させますが、危険が予想される場合は、下校させないで学校で待機されることもあります。
- ※ 暴風警報・特別警報以外の警報（大雨警報・洪水警報など）の場合は、臨時休業とはなりません。
- ※ 今後は、台風の接近等のつどお知らせはいたしませんので、このお知らせを大切に保管しておいてください。